

諮問事項に係る新旧対照表

1. 照度応答度

現行

特定標準器 (法第134条第1項)	特定副標準器 (法第134条第2項)	校正等の実施 (法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
単色平行光発生装置、分光視感効率近似受光器、比較受光器及び自己校正測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	/	経済産業大臣 (ただし、法第168条の2の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所)	照度応答度標準受光器であって、校正の対象となる照度の範囲が1ルクス以上3000ルクス以下のもの

改正

特定標準器 (法第134条第1項)	特定副標準器 (法第134条第2項)	校正等の実施 (法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
単色平行光発生装置、分光視感効率近似受光器、比較受光器及び自己校正測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	/	経済産業大臣 (ただし、法第168条の2の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所)	照度応答度標準受光器であって、校正の対象となる照度の範囲が1ルクス以上3000ルクス以下のもの
	<u>照度応答度標準受光器であって、日本電気計器検定所が保管するもの</u>	<u>日本電気計器検定所</u>	<u>照度応答度標準受光器であって、校正の対象となる照度の範囲が1ルクス以上3000ルクス以下のもの</u>

_____ : 諮問事項

2. 光度及び分布温度

2-1. 光度

現行

特定標準器 (法第134条第1項)	特定副標準器 (法第134条第2項)	校正等の実施 (法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
単色平行光発生装置、分光視感効率近似受光器、比較受光器、自己校正測定装置及び配光測定装置であつて、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	<u>コイルM字型光度標準電球</u> 、全光束標準電球及び単平面型照度標準電球であつて、日本電気計器検定所が保管するもの	日本電気計器検定所	光度標準電球であつて、校正範囲が10カンデラ以上3000カンデラ以下のもの

改正

特定標準器 (法第134条第1項)	特定副標準器 (法第134条第2項)	校正等の実施 (法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
単色平行光発生装置、分光視感効率近似受光器、比較受光器、自己校正測定装置及び配光測定装置であつて、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	<u>単平面型光度標準電球</u> 、全光束標準電球及び単平面型照度標準電球であつて、日本電気計器検定所が保管するもの	日本電気計器検定所	光度標準電球であつて、校正範囲が10カンデラ以上3000カンデラ以下のもの

_____ : 諮問事項

2-2. 分布温度

現行

特定標準器 (法第134条第1項)	特定副標準器 (法第134条第2項)	校正等の実施 (法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
分光放射輝度照度測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	分光放射照度標準電球及び <u>コイルM字型分布温度標準電球</u> であって、日本電気計器検定所が保管するもの	日本電気計器検定所	分布温度標準電球であって、校正範囲が2000ケルビン以上3000ケルビン以下のもの

改正

特定標準器 (法第134条第1項)	特定副標準器 (法第134条第2項)	校正等の実施 (法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
分光放射輝度照度測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	分光放射照度標準電球及び <u>単平面型分布温度標準電球</u> であって、日本電気計器検定所が保管するもの	日本電気計器検定所	分布温度標準電球であって、校正範囲が2000ケルビン以上3000ケルビン以下のもの

_____ : 諮問事項